

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

## ○議事日程

平成28年11月7日（月曜日）午前9時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
- (8) 議案第7号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (9) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員（29名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君
8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君	11番 大澤 慶一 君
12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君
15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君
18番 篠田 泰道 君	20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君
22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君	25番 野村 茂 君
27番 日置 香 君	29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君
31番 岡田 忠敏 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君	

## ○欠席委員（3名）

19番 横井 文雄 君	26番 長屋 芳成 君	29番 相宮 千秋 君
-------------	-------------	-------------

## ○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業員会事務局長	足立 光明 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君
洞戸事務所係長	山田 喜一 君	板取事務所主任主査	長屋 守世 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	武儀事務所係長	中村 正 君
上之保事務所主事	大野 千春 君		

午前9時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君）これより農業委員会総会を始めさせていただきます。市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、佐藤善一会長、ご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君）今年もあと2ヶ月を切りました。11月に入った途端、風邪を引き熱が出て昨日起きられるようになり本日出席させていただきました。アメリカのお二人の大統領候補者がTPPに反対という状況の中で、日本では衆議院の特別委員会で強行採決されました。こんな事で本当にいいのかと思いつつ、注目していきたいと思います。第19回の岐阜県における全国農業担い手サミット開催まであと少しになりました。9日には皇太子殿下が市役所にお見えになりますし、10日、11日のサミット本番に向けて皆さん方には出来る限りのご協力をお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）続きまして、経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君）今日は暦の上では立冬ということですが、陽気は非常に快晴で良い日が続いていますが朝晩は冷え込んでおりますので、体調には気を付けていただきたいと思います。今週は、全国農業担い手サミットということで、9日には皇太子殿下が関市にお越しくださいますので、いい天気にも恵まれればと思っております。また、農業関係のイベントが各地で行われておりますし、関市でも昨日一昨日は洞戸で、今週の土日には上之保で秋のイベントが開催されます。また、11月8日はいい刃の日ということで記念日設定をしており、関鍛冶伝承館にて供養祭を行う予定でおります。イベントが沢山ありますので、皆さんにはご参加いただきたいと思います。

○事務局課長補佐（長尾成広君）続きまして、欠席委員の報告をします。19番の横井委員、26番長屋委員、29番相宮委員です。

○議長（佐藤善一君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に議事録署名委員の指名を行います。23番土屋委員、25番野村委員をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第1号 農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。

所有権移転 申請地は、東田原地内、東田原公民館の東410mほどに位置する畑310㎡です。譲受人は申請地を譲り受け農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

10月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。

2番の案件 位置図は2ページになります。

所有権移転 申請地は、東田原地内、東田原公民館の北北東500mほどに位置する農振農用地である畑2,202㎡です。譲受人は、譲渡し人の息子であり、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により、農業経営が困難になってきたため、息子である譲受人に無償にて譲り渡すというものです。なお譲受人親子は、関市での所有はここだけになりますが、富加町からの耕作証明の添付があり、約7反6畝の農地を所有し耕作されてみえます。

10月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。

3番の案件 位置図は3ページになります。

所有権移転 申請地は、迫間地内、中部電力中濃変電所の西南西320mほどに位置する農振農用

地である田7筆5, 909㎡です。譲受人は、譲渡し人の息子であり、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により、農業経営が困難になってきたため、息子である譲受人に無償にて譲り渡すというものです。

10月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4番の案件 位置図は4ページになります。

所有権移転 申請地は、東本郷地内、中濃厚生病院の南東180mほどに位置する農振農用地である田3筆5, 909㎡です。譲受人は、競売により申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。岐阜地方裁判所からの最高価買受申出人の証明書の添付があります。

なお本年2月の総会の買受適格証明の際には、農地の3条案件分と農業用施設の5条案件分とに分けて申請がありましたが、競売で5条案件分が農振区分を農業用施設に変更してからになると来年の5月くらいの所有権移転になるため、県からも3条で許可してもいいという了解を得、今回5条案件分については確約書をもらい3条許可申請にて一括で申請してもらうことになりました。

5番の案件 位置図は5ページになります。

所有権移転 申請地は、倉知地内、国道248号線関バイパスの倉知赤尾交差点の北190mほどに位置する田2筆2, 385㎡、登記地目雑種地、現況地目田2筆196㎡及び登記地目山林、現況地目田109㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人に申出に応じて譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

6番の案件 位置図は6ページになります。

所有権移転 申請地は、下有知地内、市役所の北1,090mほどに位置する農振農用地である田653㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人に申出に応じて譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ田で農地性有りと確認しています。

7番の案件 位置図は7ページになります。

所有権移転 申請地は、千疋地内、千疋公民館の北西100mほどに位置する農振農用地である田607㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、譲受人の申出に応じて譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ田で農地性有りと確認しています。

8番の案件 位置図は8ページになります。

所有権移転 申請地は、上白金地内、金竜小学校の北東360mほどに位置する農振農用地である田1009㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、譲受人に申出に応じて譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ田で農地性有りと確認しています。

9番の案件 位置図は9ページになります。

所有権移転 申請地は、武儀中之保地内、日根集会所の南南西210mほどに位置する畑191㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、本業である歯科医院の経営が忙しく農業経営が困難になってきたため、譲受人に申出に応じて譲り渡すというものです。

10月16日に現地確認をしたところ畑で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの9件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きます。

○3番（佐藤久雄君）1番、2番の案件について、異議ありません。

○4番（早川清治君）3番の案件について、異議ありません。

○8番（兼村正美君）4番の案件について、異議ありません。

○10番（後藤利彦君）5番の案件について、異議ありません。

○11番（大澤慶一君）6番の案件について、異議ありません。

○15番（山田晴重君）7番の案件について、異議ありません。

○16番（亀山浩君）8番の案件について、異議ありません。

○20番（中島利彦君）9番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の9件を原案のとおり許可することにいたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は4ページからになります。

1番の案件 位置図は、10ページになります。

申請地は、鋳物師屋3丁目地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの西北西240mほどに位置する畑83㎡です。申請人は、先月の5条申請の申請地西側での宅地分譲地の譲渡人であり、申請地はその分筆後の残地であり、今回農地として維持管理が困難なため東側の宅地に加え、庭の一部として整備したいというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件 位置図は、11ページになります。

申請地は、鋳物師屋3丁目地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの北西190mほどに位置する畑1,029㎡のうち341.49㎡及び登記地目山林、現況地目畑137㎡計478.49㎡です。申請人は、申請地を農地として維持管理が困難なため戸建賃貸住宅敷地として整備したいというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件 位置図は、12ページになります。

申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校の南南西180mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地308㎡です。申請人は、申請地を農業用倉庫として建築整備したいというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

4番の案件 位置図は、13ページになります。

申請地は、小瀬地内、東海北陸自動車道関サービスエリアの北東250mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地525㎡です。申請人は、申請地の北側に居住しており、申請地に農業用倉庫及び家庭菜園を建築整備したいというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

以上4件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君）1番、2番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）3番、4番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の4件を原案のとおり岐阜県知事に進達することにいたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第3号 農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は7ページからになります。

1番の案件 位置図は14ページになります。

所有権移転 申請地は、春里町3丁目地内、ひばり公園の北150mほどに位置する畑2筆199.89㎡、登記地目山林、現況地目畑12㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、手狭になってきた孫の住宅敷地として整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件 位置図は15ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、迫間地内、岐阜県畜産研究所の養鶏研究部の東北東540mほどに位置する田2筆2,456㎡のうち100㎡です。賃借人は、山土、砂利、砂等の採取及び販売等を営んでいる法人であり、現在申請地の道路を挟んで南側の山林にて砂利採取等を行っているが、ダンプトラック等の大型車には道路幅が狭く、砂利採取場に入りにくいいため、申請地を借り受け、道路敷地の拡幅をし整備したいというもの。賃借人は、賃借人の申し出に応じて、譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。また道路自費工事の申請が出ております。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、隣接する土地と一体として事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるものの1種農地の不許可の例外規定に該当するため、許可相当と判断します。

3番の案件 位置図は16ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、小野地内、白木野集会場の北東130mほどに位置する田、9筆4191㎡及び農振農用地である田3筆4407㎡のうち1100.43㎡並びに畑2筆327㎡計8925㎡のうち5618.43㎡です。賃借人は、建設業の協同組合であり、申請地を借り受け、県発注の公共工事の建設残土の埋め立て地として使用しその後農地の嵩上げをして農地として整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じて、貸し付けるというものです。

10月16日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。農地の区分は、農振農用地及び中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等のため第2種農地と判断します。賃貸借の期間は許可日から2年間としています。

4番の案件 位置図は17ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、神野地内、今谷集会場の南東350mほどに位置する田564㎡です。使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており子どもの成長により手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己用の住宅を建築整備したいというもの。使用貸人は、息子である使用貸人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

10月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、3種農地に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

5番の案件 位置図は18ページになります。

所有権移転 申請地は、梅ヶ枝町地内、中濃消防組合消防本部の北60mほどに位置する登記地目田、現況地目畑147㎡です。譲受人は、申請地の西側にある宗教法人の代表者であり、その宗教法人の駐車場が、関市都市計画道路 西本郷・一ツ山線の道路改良工事による国道248号線との交差点改良により、一部買収され、宗教法人の駐車場がもともと少なかったにも関わらず今回道路用地買収により更に減少するため、申請地を譲り受け、申請地と今回合わせて申請される西側の土地を含めて、自身が代表者を務める宗教法人に貸し付けるための駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

6番の案件 位置図は19ページになります。

所有権移転 申請地は、梅ヶ枝町地内、中濃消防組合消防本部の北60mほどに位置する登記地目田、現況地目畑575㎡です。

譲受人は、申請地の西側にある宗教法人であり、その宗教法人の駐車場が、5番の案件と同様に西本郷・一ツ山線の道路改良工事による交差点改良により一部買収され、宗教法人の駐車場がもともと少なかったにも関わらず今回道路用地買収により更に減少するため、申請地を譲り受け、申請地と5番の案件にある東側の土地を含めて駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、なぜ宗教法人と宗教法人の代表者である個人で農地転用が出されているかと言いますと、用地買収をした土地の所有者（名義）が宗教法人とその代表者である個人の二者であり、それぞれ市と代替地提供者、ここでいう譲渡人との三者契約があり、土地収用法などが絡んでいるため、このように二者での申請になっています。

7番の案件 位置図は20ページになります。

所有権移転 申請地は、段下地内、倉知小学校の西220mほどに位置する田2,078㎡です。譲受人は、現在不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け、宅地分譲地として整備したいというものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、譲受人については、上白金地区において本年5月に農振除外がなされ、5条許可申請の建売分譲住宅の目的として農地転用許可がなされた案件にて、更地分譲が確認されました。岐阜県とも相談し経過報告やもう二度としないという確約書の提出を求めています但未だ提出がなされていません。加えて、二年前の平成26年には、同じように美濃市でも建売分譲住宅目的の許可において更地分譲をするという違反転用があり、また28年になって今回で2件上白金で出てきております。7番は、転用案件としましては問題がないと思われませんが、転用事業者としては、農地法の第4条第6項第3号が申請者に係る農地を農地以外の物にする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められない事という所がありまして、その信用性に欠け転用事業の確実性で、更地分譲ではやらないと言ってみえてやっているところがあるのでそのことを踏まえて、農業委員会として県へ進達する意見書にどのように書くべきかを、最後に別案件として皆さんの意見をお尋ねしたいと思います。

8番の案件 位置図21ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、倉知地内、JAめぐみの倉知支店の南70mほどなどに位置する田16筆22,830㎡です。賃借人は、不動産の所有・売買・賃貸借及び商業用施設の開発等を業とする法人であり、申請地を譲り受け、商業用の分譲店舗を建築整備したいというものです。賃貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分ですが、以前ここが別の申請で出された際の農振除外では、都市計画区域の用途地域の決定がされておりましたが、その農振除外がされた後に都市計画課の方で用途地域をその周りに張られまして、県道より西側約30メートルまでが都市計画法の用途地域内になりまして第3種農地、またそれ以外の地域は農振除外地であり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、1種農地の不許可の例外規定に該当する農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に該当し、現在テナント出店者と関市において農業従事者の3割以上の雇用協定を締結中であるため、許可相当と判断します。賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

なお申請地の大半は、みなさんもお存じの方も多いと思いますが、平成26年に矢作地所が大規模商業施設としてヤマダ電機等をテナントに農地転用5条許可を得ていましたが、経済状況等によりヤマダ電機等の出店が取り止めになったため、その許可を取り消し申請され、一部面積が増え地元業者である譲受人から今回の申請に至った経緯がございます。

9番の案件 位置図は22ページになります。

所有権移転 申請地は、下有知地内、下有知石神公民センターの西30mほどに位置する畑、680㎡です。譲受人は、不動産業等を営む法人であり、申請地を譲り受け、建売分譲住宅を建築したいというものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

10月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしております。農地の区分は、住宅事業施設等が連担しているため第3種農地と判断します。

10番の案件 位置図は23ページになります。

所有権移転 申請地は山田地内、山田公民センターの東南東190mほどに位置する畑2筆193㎡です。譲受人は、申請地の道路を挟んで南側に簡易郵便局を運営しており、このたび国道156号線の道路拡幅工事により郵便局駐車場が買収されるため申請地を譲り受け、来局者駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

10月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅事業施設等が連担しているため第3種農地と判断します。

11番の案件 位置図は24ページになります。

所有権移転 申請地は戸田地内、戸田転作促進技術研修センターの南南東190mほどに位置する畑417㎡です。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、申請地を譲り受けて、申請地に自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

12番の案件 位置図は25ページになります。

所有権移転 申請地は武儀中之保地内、小宮集会所の南70mほどに位置する登記地目田、現況地目畑19.56㎡です。譲受人は、現在申請地の北側に居住しており、駐車場が狭く庭等が少ないため、申請地を譲り受け、駐車場及び庭、家庭菜園として整備したいというもの。譲渡人は、遠方に居住しており農業経営ができないため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅事業施設等が連担しているため第3種農地と判断します。

なお、申請地の北側の13番の案件と一体利用するため、同時許可案件になります。

13番の案件 位置図は26ページになります。

所有権移転 申請地は武儀中之保地内、小宮集会所の南70mほどに位置する登記地目田、現況地目畑51㎡、登記地目田、現況地目宅地4.2㎡及び登記地目宅地、現況地目畑3筆322.25㎡のうち70.14㎡です。譲受人は、12番の譲受人と同一人であり、駐車場が狭く庭等がないため、申請地を譲り受け、駐車場及び庭、家庭菜園として整備したいというもの。譲渡人は、遠方に居住しており農業経営ができないため譲受人の申し出に譲り渡すというものです。

10月16日に現地確認をしたところ、畑一部宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅事業施設等が連担しているため第3種農地と判断します。

また、この申請地の西側にある市道につきましては、武儀町時代より譲渡人の土地でありながら、町道として水道管等が埋設してありましたので、今回農地転用申請があった際にそれを含めて農地転用が出てきましたが、市道認定してある所で農地申請は要りませんので、その部分を市で分筆し、12番と13番の地権者より寄付採納していただく予定で話が進んでいます。

14番の案件につきましては、取り下げされました。その理由としましては、平成3年と平成9年に資材置場として農転を取り完全に資材置場になっているため、農地転用は不要であり今回取り下げしていただきました。こちらの確認不足で、議案にも載せてしまいました。申し訳ございませんでした。

15番の案件 位置図は28ページになります。

所有権移転 申請地は上之保地内、上之保事務所の北東240mほどに位置する登記地目田、現

況地目境内地4筆617㎡です。譲受人は、宗教法人であり申請地を譲り受け、境内地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人である宗教法人の代表であり、農業経営が困難であったため譲受人の申し出に譲り渡すというものです。

10月16日に現地確認をしたところ、境内地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、市役所支所である上之保事務所から300m以内にあるため第3種農地と判断します。

この案件は道路の反対側も元々境内地で宗教法人が持っていた土地に県道が割って入ったという経緯で、村役場時代に農振除外と農転がなされずに済んでいたものです。

16番の案件 位置図は29ページになります。

所有権移転 申請地は板取地内、中濃消防組合板取川出張所の南西900mほどに位置する畑824㎡です。譲受人は、県外に居住しており、申請地を譲り受け、生まれ育った実家の隣を別荘地として整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難であったため譲受人の申し出に譲り渡すというものです。

10月16日に現地確認をしたところ、畑一部宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅事業施設が連担しているため第3種農地と判断します。

なおこの案件につきましては、工事を進めてみえまして農転許可後にしてくださいということで始末書と転用事業者の方に書類とお詫びに来ていただいております。

17番の案件 位置図は30ページになります。

所有権移転 申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川事務所の東南東510mほどに位置する田、294㎡です。譲受人は、建築土木工事等の設計管理請負等を業とする法人であり、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している農地のため、第3種農地と判断します。

なお申請地の周りにつきましては28年8月22日に大規模太陽光として5条農地転用許可がなされています。申請地については、相続が完了したため申請がなされたとのことです。

18番の案件 位置図は31ページになります。

所有権移転 申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小の北東140mほどに位置する畑、956㎡です。譲受人は、建築土木工事等の企画設計管理請負等を業とする法人であり、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を整備したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

10月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している農地のため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの13件、使用貸借権の設定に関するもの1件、賃貸借権の設定に関するもの3件、計17件につきまして、ご審議をお願いいたします。また、倉知の案件につきましては、最後に皆さんのご意見をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君）1番の案件について、異議ありません。

○4番（早川清治君）2番の案件について、異議ありません。

○6番（佐藤善一君）3番の案件について、公共工事等の残土の捨て場がないという事で、この場所は圃場整備も出来ておりませんでした。ここへ建設残土を入れて嵩上げをし、後はまた農地に復元するという事で問題はないと思っております。また4番の案件について、異議ありません。

○7番（清水宗夫君）5番、6番の案件について、異議ありません。7番の案件について、後程事務局から説明があると思いますが、現時点で現実を確認しております。前々回に段下の案件にて始末書をいただきまして同じ業者が、許可を得てから土地を整備し家を建築しているという状況ですのでお伝えします。

○10番（後藤利彦君）8番の案件について、異議ありません。

○11番（大澤慶一君）9番の案件について、異議ありません。

○17番（安田孝義君）10番の案件について、異議ありません。

○18番（篠田泰道君）11番の案件について、異議ありません。

○20番（中島利彦君）12番、13番の案件について、異議ありません。

○23番（土屋尊史君）15番の案件について、異議ありません。

○27番（日置香君）16番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）17番の案件は本日欠席の相宮委員ですが、異議なしとのことでした。

○35番（岩田幸子君）18番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、先程お話がありました7番の1件を除いて16件を原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の16件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

先程7番を除いてという事で採決をしましたが、7番についてご意見のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）以前にドリームさんは、許可後に資金の関係で事変で売買されたりして、そんな事で認めてはいけないのではという意見もありました。それでまたこのような物が出てくるのなら、許可をしておいて後で事変を出すのではなく、最初にきちんと申請してもらうべき。今回の更地分譲はいいにしても、建売と出しておきながら更地のまま売るのは認めてはいけない。もう少し厳しくするべきだと思います。

○16番（亀山浩君）私の担当地区でも1件ありました。かなり厳しいご意見を言っていたいただいてもいいですのでお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）補足説明させていただきます。上白金区の場合は地元より側溝を作りたいという要望が開発に出て来た時には、上白金区では側溝を作るという事で許可を出すという流れになっているという事です。結局、そういうのが沢山作られた後に市に要望しても全部が全部、作ってもらえる訳ではなく、重要性、道路幅、交通量などを含めて順番にやっていくよう市では決めておりますので、作られ損みたいになってしまいますので、地元から側溝を開発の方で作ってほしいと言ってみえたそうです。それが出来ていなかったという事で建設総務課へお話がありまして、農転ではどうかということになり、側溝有りが出て来たが無しで作ってみえたので、それはどうなんだという事になりました。市の方では農転の申請には有るので付けてくださいと話したら断られましたが、地元の役員さんがその会社に行かれて頼まれたら分かったという事で側溝が出来ることになりました。その時に、広告とか現場に更地分譲で出ていた事が分かりまして、県に相談しました。平成26年にも美濃市で同じように農振農用地を除外して、建売分譲住宅しか出来ない所で更地分譲をし、28年にも2件出て来たということです。先程、土屋さんが言われた農振関係の所でも、資金に余裕がないのでと取消を出しておきながら、他の農振は出しているという矛盾した案件もありました。

ここで問題点としては、この土地は用途地域なので更地分譲でも全く問題はないという案件だという事です。転用事業者が信用性や確実性そういう所が認められないという皆さんの意見であれば、それを県へ上げて最終的に許可を出来るか出来ないかという判断になります。上白金の様に、用途地域でない所で更地分譲という事なら強くNOと言えるが、今回の案件は用途地域で更地分譲OKなのでどうかなのというところですが、皆さんの意見は不許可相当という事でよろしいですか。

○議長（佐藤善一君）事務局より説明がありました。また、土屋委員、亀山委員よりご意見をいただきましたが、今回は7番の案件につきまして、不許可として取り扱っていきたいと思いますが

○2番（早川誠一君）確認したいのですが、不許可の原因と側溝の件とか宅地分譲の件が出ましたが、それが解決した段階でOKになるものですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）不許可というのは県がするものであって、農業委員会としては県へ意見書を進達する立場です。あくまで県の判断になります。ただし地元の農業委員の判断を尊重していくという流れではあります。

実は、この案件で再三お願いしていますが、出してくださっていませんので、取り下げにされますかと暗に聞いてます。不許可というのは、実際に今までにないです。たいへん不名誉な事でもあります。取り下げですと議事録にも載ってきませんが、不許可ですとこのように議事録に載せることになってしまいます。取り下げをされますかと聞きましても、何が問題なのか、どこの法律にひかかっているんだと代理人の行政書士の方に言われました。来週出すとずっとそれが続いていて、そちらが相談して来るのをこちらは待っている状況なのに、私どもに電話するよう言ってみえました。また、どこの法律にという所でその根拠は、事業の確実性、信用性がないという事で、農業委員会で聞いて進めたという事です。パターンとしましては、取り下げをされていないので、許可相当として出すか、不許可相当と出すかですが、この案件については許可なんだけれど、今後の改善をしっかりと出す。建売分譲で出したものは建売分譲で出すと確約していただければOKという一つの方法もあります。または、今回はダメで、次回しっかりと確約書を出す。今回の農振でも稲口で出てきており、農振の立場としましては、同じ案件になります。用途地域でなくて出てきているので確約書を求めましたが、まだ出てきておらず保留だという事です。不許可相当で意見を出すのか、案件としては許可だが、その部分がクリアできないので、それが出来れば許可相当とするのかのどちらかだと思いますので、お尋ねしたいです。

○23番（土屋尊史君）来年から残高証明が必要になるということですが、1回見送ってもらって、きちんと資金証明出来るのかと、そういう部分で見てはどうですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）どちらかと言うと、資金というよりは信用ですね。事業の確実性ですね。なぜかと言うと、先程の側溝の件では側溝を作ると出しておきながら作っていない。建設総務課が行った時には、作らない。どこに書いてあるんだという感じで言われていて、地元から行ったらOKというふうでした。

○23番（土屋尊史君）要は、権利だけ取っておいて転売して金儲けするという話だね。

○事務局課長補佐（長尾成広君）そこは、分かりませんが、確実性があるかどうか、信用性があるかどうかという所が論点で、資金については今の所は求めていません。1月分からは資金証明が求められ、今度は建売の上物の資金証明まで要るようになります。

許可の出し方ですが、全くなしでもう一度新たに出し直していただいて、その時には反省なり経過書なりでもう二度としないという事で受けていくようにするか、今回は条件的許可みたいな意見で出すかどうかです。今回ずっと出してみえないなら許可はできませんが、その辺をどのように持っていくかです。

○23番（土屋尊史君）グレーの話ではなくハッキリした答えを出してあげないといけない。農業委

員会の方からこういう理由で却下したという話をしっかりしないといけないと思います。

○事務局課長補佐（長尾成広君）私どもの意見が不許可相当として出しても、県は許可ということもあります。用地の物件としてはいいが、事業の経過を踏まえて転用事業者としての視点で見た時にどうかという事です。

○23番（土屋尊史君）信用がないという形で、県へ上げて県で判断してもらった方がいいのでは。

○30番（永井博光君）信用性がない信用性がないという事だけでなく過去にどこどこがあったという事を何かで説明してもらえないですか。事務局も過去のそういう事は分かっていると思う。私も2期目なので相当出てきているのが分かる。またこのドリームと大丸と鶴飼の3名は仲が良いし、いろんな連絡を取っている。そこら辺もあって、事務局の話をいろいろ聞いているとハッキリ言って事務局は、舐められていると思う。

○事務局課長補佐（長尾成広君）美濃市の案件では、極楽寺の開発で更地分譲してはいけない所をされていると報告をいただいております。関市の案件では、上白金の2件です。2区画の分と3区画の分が出てきています。その分では建売分譲されていないという所です。あと前の鶴飼不動産で一回県の方へ行っていただいた件でも元はドリームさんから農振除外せずに鶴飼さんへ投げられた案件で、鶴飼さんがひかかったというものが、確実に分かっているものです。美濃市の時には今後やらないという確約書を出されています。これは、この前撮ってきた現場の写真ですが、側溝がなく更地分譲で売り物件として、値段も底地だけの値段で出してみえますので、建売分譲だと言われたときにはいかにも安いというふうに思えてしまいます。

○27番（日置香君）個人の場合は前科が1、2件あった場合には、注意すれば本人で何とか治まって行くと思うんですが、法人の場合には担当者とか会社の組織の事であやふやになる可能性がありますので、義務的に何処まで行けるか分かりませんが、やはり問題があった場合には特に相手が法人ですので、委員会が組織として確約書等を出していただくくらいの圧力をかけるのは非常にいい事だと思います。

○23番（土屋尊史君）始末書は、出ていますか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）確約書、始末書は出してもらうようには言ってます。

○23番（土屋尊史君）過去の分については、どうですか。例えば鶴飼さんとかは・・・。

○事務局課長補佐（長尾成広君）鶴飼さんのは出てます。農林事務所長の所まで説明に行ってお詫びとか、以後しませんというのありました。

○30番（永井博光君）法的になんの落ち度もないのなら却下とかはできない。

○事務局課長補佐（長尾成広君）落ち度があるから始末書になるんです。落ち度がないなら始末書はないです。

○23番（土屋尊史君）始末書は過去3年間に何枚あるというデータを出せばいい。

○30番（永井博光君）業者は、始末書を出せば何でも簡単に通って行くという観念がある。

○事務局課長補佐（長尾成広君）最終的には、現状回復命令というのを県が出しますが、関市ではないです。現状回復命令を出すような場合は、産廃案件でその法律と一緒に出すらしいですが、岐阜県ではそこまでは農転案件で出した例がないそうです。

○2番（早川誠一君）今の原因を付けてそういう風に上げればいいと思います。

○事務局課長補佐（長尾成広君）土地としては許可相当で、確約書等を出していただければOKというか、今ダメだと言ってしまいかどちらかですね。

○23番（土屋尊史君）やるとしたら誓約書を付けなさいと、何故それが必要かと言われたら過去に違反があったから信用できませんと言えればいいです。

○事務局課長補佐（長尾成広君）今、求めて1月位出てきていない状況です。

○23番（土屋尊史君）市としては県へ出すまでの間に誓約書を出して来なかったら却下で、もっと厳しい話で県へ通しますとすればいいと思います。

○事務局課長補佐（長尾成広君）進達は、総会后次の日か次の次の日ですが。

○23番（土屋尊史君）それは持ってこない方が悪いのであって、その時は厳しくすべきです。

○議長（佐藤善一君）事務局として出すよう要請をしておるようですが、未だ出て来ないという状況です。そういったものが上がってくれば進達の意見になりますが、それが出るまでは見送っていこうと思いますがいかがでしょうか。

（全員挙手）

それでは、それが出てきてからの判断でいいかなと思います。7番の段下の案件は、そういう事にしたと思います。

○事務局課長補佐（長尾成広君）出てくる来ないに関わらず、意見書は出さなければいけないので、もし2～3日待って出て来なければ、農業委員会として不許可相当で送るという事でいいですか。

○議長（佐藤善一君）何も出て来なければそういう事です。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は11ページになります。

1番の案件 位置図は21ページになります。

所有権移転 申請地は、武儀下之保地内、小宮集会所の西400mほどに位置する登記地目畑、現況地目山林2筆372.61㎡です。当初事業計画者は、平成28年6月30日に5条申請にて申請地を山林として転用し、申請地に近接する古民家を買取り移住する予定であったが、仕事や家族の都合により移住は困難となり、また植林はしたものの苗木のままのため法務局では地目変更ができなかったというもの。承継者は、田舎暮らしに憧れて希望する古民家が見つかり、土地建物を全て継承することになったが、申請地の地目変更ができないため、申請地を引き継ぎ、申請地を譲り受け、植林をしたいというものです。

農地の区分は、2種農地以外に該当しないため、第2種農地と判断します。

以上1件のご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○21番（増井賢一君）1番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は22ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて新規4筆3件、賃貸借権の設定に関するもの新規18筆7件の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、22筆38,401㎡。地区は、上白金、下白金、黒屋、下有知、上之保、武芸川町谷口の6地区。設定移転を受ける方は、一般社団法人岐阜県農畜産公社外3者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、武芸川町八幡字高田というところで1件、ゴルフ場の土地が非農地判断をさせていただきます。その土地につきましては完全にゴルフ場の中の山林になっておりまして、B分類と判断しておりまして、非農地として本人に通知をしたいという事です。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。

議案第6号の荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、原案のとおり非農地と判断することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議案第6号の荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、原案のとおり非農地と回答することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。議案は21ページになります。今回1件の届出があります。

番号1の案件、賃借人亀山美和、小屋名字東中島地内の田1筆1009㎡です。合意解約日は、平成28年10月7日です。以上です。

○議長（佐藤善一君）農振の審議がありますが、その前に5分間の休憩を取ります。

（5分間休憩）

○議長（佐藤善一君）それでは再開いたします。議案第7号関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農務課の安田君より説明をしていただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）農業振興地域整備計画の変更に係るご意見を賜りたいと存じます。農振の変更の申請は9月末に締め切りまして、関市全体で編入2件、除外61件、用途区分変更が2件、利用目的変更2件の67件の申請がなされまして、その後先週金曜日までの間に15の地区協議会において協議をいただき意見をいただいております。本日は、農業振興地域整備に関する法律の規定に基づきまして、農業委員の皆さんのご意見をいただきたいと思いますのでよろしく願います。農業委員会の議案に準じまして説明の中で、1種農地、2種農地、3種農地という話をさせていただきますが、農地法による区分を準じておりますのでよろしく願います。

それではまず、編入2件についてご説明いたします。

各筆調書の5ページの田原地区のものと、7ページの保戸島地区のもの2件について、合わせて説明させていただきます。

田原地区のものにつきまして、位置図は6ページです。平成26年の申請で昨年除外された案件ですが、申請者の方の娘婿のために個人住宅にするため除外した所ですが、遠方に転勤になったため建築を断念され編入されるものです。除外以前は農用地であり現在も耕作されているため、事務局としては、何ら問題ないと考えます。田原地区協議会においても問題ないとして同意されました。

保戸島地区のものにつきまして、位置図は8ページです。申請地の西側にあります事業所が駐車場や倉庫にするため除外したいと行ったものですが、事業が思ったより増えていかないという事で事業を断念され編入されるものです。こちらも除外以前は農用地であり現在も耕作されているため、事務局としては、何ら問題ないと考えます。保戸島地区協議会においても問題ないとして同意されました。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局より説明が終わりました編入2件について、ご意見や質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは編入2件について、異議のない旨を報告することといたします。

次に、除外について担当より説明をいただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）除外については、61件と沢山ありますので、各地区毎にご審議をお願いします。

まず富野地区の3件です。各筆調書は11ページです。

整理番号1番 位置図は13ページです。富野小学校から350mほど北西、県道沿いの2筆の土地ですが、太陽光発電事業用地として使用されるとのことです。上下水道の埋設されており、500m以内に富野小学校、富野保育園と2以上の教育施設等があるため3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

整理番号2番 位置図14ページです。富野中学校から80mほど北西の903㎡の土地で、太陽光発電事業用地として使用されるとのことです。住宅が連担する地域に隣接する10ha以下の農地の集団ですので第2種農地と思われます。代替地を検討した結果、周辺の土地を供することによっては実施できないため、農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号3番 位置図15ページです。坊地地区の北部津保川沿いの3筆合計2,746㎡の土地を太陽光発電事業用地として使用されるとのことです。こちらも10ha以下の農地が連担する第2種農地と思われるます。代替地を検討しており、農地転用自体については基準を満たすと考え

ます。

すべて、富野地区協議会では問題ないとして同意されましたが、整理番号3については、地区協議会の後に、土地改良事業『坊地揚水機改修工事』の事業区域であることが判明し、農振除外につきましては、土地改良から8年経過していないと除外できないというのがありまして、それにひかかるといことで、3番については除外が認められないといことで、申請者の方には取り下げられるか確認をしましたら、電話では取り下げられるとい事でしたが、書類はまだ出てきておりません。もし書類が出て来なければ、市の全体会の方でこちらについては除外を認めないとい事で進めたいと思ひます。

以上3件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）私の担当地域であります、1番、2番については問題がないといことでしたが、3番についてはご説明の通り若干問題があるといことでした。私としましては、1番、2番については、問題ないと思ひます。

他の皆さん、ご意見はござひませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは異議のない旨を報告することといたします。3番については、農振協議会に委ねると報告してよろしいか採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

3番については、その旨報告をいたします。次は富岡地区の説明をしていただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）富岡地区については、各筆調書の11ページの1件でござひます。

位置図19ページです。関中央病院から500mほど東の2,503㎡の土地で工場用地として使用されるとのことです。10ha以上の農地が連担する区域で第1種農地と思われまひます。現在の工場を1/2以内で拡張するもので、農地転用の基準を満たすと考えまひます。富岡地区協議会では問題ないとして同意されました。

以上1件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）説明が終わりました。担当の委員さんご意見はござひませんか。

○2番（早川誠一君）異議ありまひせん。

○議長（佐藤善一君）質疑を行います。質疑のある方はござひませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤善一君）質疑もないようですのでこれより採決を行います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（佐藤善一君）それでは異議のない旨を報告することといたします。次に田原地区10件について説明をいただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）田原地区について、各筆調書は21～22ページです。

整理番号1番 位置図23ページです。関坂祝線と248バイパスの交差点から500m程度北東の集落の端に位置する畑1,329㎡のうち315㎡を分家住宅として使用されるとのことです。10ha以上の農地が連担する第1種農地と思われまひます。地域において居住する者の住宅で集落に接続して設置されるものであり農地転用の基準を満たすと考えまひます。

整理番号2番 位置図は23ページです。詳細を24ページに載せてあります。

関坂祝線と248バイパスの交差点から200m程度南東の位置です。畑の一部を隣の畑の一部と合わせて、その先に予定している分家住宅のための通路として使われるものです。こちらは小規模の農地で第2種農地と思われます。住宅建築予定地への通路であり、他の土地では実施できないため、農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号3番 位置図は25ページです。国道248号バイパス東田原交差点の昭和シェル石油より北へ約780mに位置する田3,084㎡中2,782㎡を建築業の資材置場として使用するものです。301.25㎡は昨年度分家住宅として除外済みです。10ha以上の農地が連担する区域で、第1種農地と思われます。地域において居住する者の住宅で集落に接続して設置されるものであり農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号4番 位置図は26ページです。大杉公民館から南西300m程度に位置する台帳地目田ですが、現況畑967㎡です。畑地へ埋立したことに対する始末書があります。

信濃屋茶舗が関連の流通業者CALMに貸し出す貸駐車場として使用するものです。10ha以上の農地が連担する区域で、第1種農地と思われます。周辺の状況を集落と考えるのは困難であり、農地転用の基準を満たさないと考えます。

整理番号5番 位置図30ページです。地図の順序が間違っており申し訳ございません。大杉公民館から東200m程度に位置する畑2筆565㎡です。隣の自宅で建築業を営む方が駐車場・資材置場として使用されるとのことです。住宅、事業施設、公共施設等が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

整理番号6番 位置図30ページです。大杉公民館から東200m程度に位置する畑1,006㎡のうち250㎡です。道を挟んだ西側に居住する方が、家族が増えたため、一般個人住宅、駐車場・倉庫として使用されるとのことです。住宅、事業施設、公共施設等が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

整理番号7番 位置図27ページです。田原駐在所から240m程北の集落に接した595㎡の土地です。分家住宅を2棟建てて使用されるとのことです。10ha以上の農地が連担する区域で、第1種農地と思われます。地域において居住する者の住宅で集落に接続して設置されるものであり農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号8番 位置図は28ページです。迫間台の北東の山中の4筆合計2,961㎡の土地で、主に牛糞を発酵させ、発生したメタンガスを燃料にガスタービンエンジンで発電を行うバイオガス発電という施設を作るといふものです。小規模の農地の区域で第2種農地と思われる。1種農地の場合は、市街地に設置することが困難な糞尿等処理場等が認められますのでそれに準じ、農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号9番 位置図29ページです。クロネコヤマト岐阜サービスセンター南側の759㎡の土地ですが、後の利用目的変更2番の797㎡の土地と合わせて、1,556㎡の土地を流通事業者が自社のトラック等の駐車場として利用するものです。こちらは事業用の用地が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

整理番号10番 位置図29ページです。先程の9番の土地の隣ですが、砕石事業者が近隣の採石場閉鎖後にそこで使用していた資材を置く資材置場として使用するものです。こちらも事業用の施設が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

地区協議会では、整理番号4番の貸駐車場については、農地転用の事で判断できないという事で判断保留として回答されました。残りについては全て、問題ないとして同意されました。

以上10件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりました。田原地区の委員さんからご意見をお聞きします。

○3番（佐藤久雄君）4番については、ちょっと問題があるので保留といたします。他は異議ありません。

○4番（早川清治君）異議ありません。

○議長（佐藤善一君）それでは質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。4番については、保留ということでそれ以外について異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは4番を除いて異議がないということを報告いたします。

4番については、農地法の許可基準上問題有りとして報告してよろしいか、採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは4番については、農地法の許可基準上問題有りとして報告します。

次に関地区の計画について、事務局より説明していただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）関地区について、各筆調書は31ページの2件でございます。

整理番号1番 位置図33ページです。中濃運転者講習センターのすぐ南側1段降りた所の1,948㎡の土地です。こちらは、ドリームホームさんが建売分譲住宅をされるというものです。住宅、事業施設等が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。しかし、先程も説明があったとおり、更地分譲は認められないということで、転用事業者のドリームホームさんが過去に宅地分譲をされているという事で、こちらについても更地分譲を行わない旨の確約書を提出するよう行政書士を通じて依頼しておりますが、まだ提出されておられません。

整理番号2番 位置図34ページです。桜ヶ丘小学校から津保川を渡りまして、高井クリニックの交差点から、アドリーム稲口を挟んで西側の2,112㎡の土地です。交差点から東は特別養護老人ホームや、デイサービスなどが立ち並んでいて農地はないような状況です。特別養護老人ホームへ貸し出す、貸駐車場を作られるというものです。上下水道の埋設された沿道の区画でおおむね500m以内に2つ以上の教育施設等があるため3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

地区協議会では、整理番号1番の分譲住宅については、確約書が出ていないという事で判断保留として回答されました。整理番号2番は問題ないとして同意されました。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりました。関地区の委員さんからご意見をお聞きします。

○7番（清水宗夫君）1番について地区協議会でも当然保留だという事でした。信頼性のあるしっかりした回答をいただくよう強く申してほしいということでしたので、保留にさせていただきます。

○議長（佐藤善一君）他に質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、1番についてこれより採決をいたします。1番については、農振協議会に委ねると報告してよろしいか、異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは1番については農振協議会に委ねると報告することといたします。

2番について採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは2番については異議のない旨を報告することといたします。

次に下有知地区の農業振興地域整備計画の除外について説明してください。

○農務課主任主査(安田学史君)下有知地区について、各筆調書は35ページで1件でございます。整理番号1番 位置図37ページです。下有知小学校から500mほど南西の349㎡と376㎡の合計725㎡の土地を隣接される工場が駐車場として利用されるというものです。住宅、事業施設等が連たんする区域で、農地転用が原則認められる地域と考えます。

下有知地区協議会では問題ないとして同意されました。

以上1件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐藤善一君)事務局の説明が終わりました。下有知地区の委員さんからご意見をお聞きします。

○11番(大澤慶一君)異議ありません。

○12番(八木豊明君)異議ありません。

○議長(佐藤善一君)それでは質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは異議がない旨を報告いたします。

次に、小瀬地区の整備計画について、事務局より説明していただきます。

○農務課主任主査(安田学史君)小瀬地区について、各筆調書39ページの5件でございます。資料3番に間違いがありました。訂正される場所は、整理番号3番の申請分が台帳面積より少なくなっておりますが、全部の面積を使うという事になっております。申し訳ございませんでした。

整理番号1番 位置図は41ページです。瀬尻小学校から400mほど北東の540㎡の土地で建売分譲住宅です。北側の道路に上下水道が埋設されており、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設等があるため3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

整理番号2番 位置図41ページです。瀬尻保育園のすぐ東側の833㎡の土地です。こちらも建売分譲住宅です。上下水道の埋設された沿道でおおむね500m以内に2以上の教育施設等があるため3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

整理番号3番 位置図42ページです。小瀬鵜飼の乗船場の近くで1,076㎡の土地で小瀬鵜飼の駐車場です。住宅、事業施設等が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

整理番号4番、5番 位置図は43ページです。小瀬小学校から150mほど南の国道418号線の南側650㎡の土地を3つに分筆し、325㎡を貸駐車場、324㎡を一般個人住宅として使用し、一部残地を残すものです。住宅、事業施設等が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

小瀬地区協議会では、整理番号2番については農地を分断するため連担性に問題があるとして否決されました。それ以外は問題ないとして同意されました。

以上5件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐藤善一君)事務局の説明が終わりました。小瀬地区の委員さんからご意見をお聞きします。

○13番(杉山徳成君)書類だけでは分からないので、今回地区協議会の会議に出席させていただきました。その時に2番は、否決という事になりました。瀬尻小学校と幼稚園がありまして、後々この土地は住宅地になるのではと思いますが、雨が降ると水が1m位田が浸水するんです。その水

が、1㎡のボックスから長良川の方へ流れて行くんですが、大きなボックスに換えてもらわないとディベロッパーが開発をちょこちょこやられますと床下浸水になってしまいますので、インフラを整備してから住宅地にして欲しい、区画整理等して欲しいと市に要望した訳で、否決となりました。その他の案件は、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）それでは質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。2番を除いて異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは2番を除いて異議がない旨を報告いたします。

2番については、農振協議会に委ねるとして報告してよろしいか、これより採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは農振協議会に委ねると報告することといたします。

次に、小金田地区の整備計画について、事務局より説明していただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）小金田地区について、各筆調書45ページの3件でございます。

整理番号1番 位置図47ページです。小金田橋から南西へ300m、ダイソー山田店の裏手の398㎡の土地で農家住宅ということです。すでに平成8年より埋立て、車庫を立てるなどして農地としては使われていないとして、始末書が提出されています。

住宅、事業施設等が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。当該地は県営農村振興整備事業として川平頭首工の改良事業が始まっており、その受益地のため、原則的には除外ができませんが、直接農業の振興を図るものであれば、市が別に定める地域の農業の振興に関する計画（通称27号計画）に位置付けることで、除外が可能となります。

農業者の住宅であれば、直接農業の振興を図るものとして除外が可能です。

当初相談があった際には、始末書に記載の車庫は申請者の営む建設業の作業車用とのことでしたが、この27号計画には認められない旨を説明したところ、農業者住宅の物置として申請されました。

整理番号2番、3番 位置図49ページです。虹ヶ丘幼稚園から100mほど北の946㎡の土地を500㎡と446㎡の2筆にわけ、奥側の500㎡を一般個人住宅、入口側を建設業者の資材置場として使用するものです。住宅、事業施設等が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

小金田地区協議会ではすべて問題ないとして同意されました。

以上3件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりました。小金田地区の委員さんからご意見をお聞きします。

○17番（安田孝義君）1番は始末書が付いており、現地確認しましたが農業者住宅ということですし、他の2件についても異議ありません。

○議長（佐藤善一君）それでは質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）1番は始末書が付いているという事ですが、現況は田になっていますが、実際は雑種地か宅地か何ですか。

○農務課主任主査（安田学史君）実際に現地は埋め立てられていて雑種地状態ですが、税務上は現況地目が田となっております。

○23番（土屋尊史君）現況が田なら始末書は要らないのではないですか。それと位置図の②と③が逆ですね。直しておいてください。他には異議はありません。

○農務課主任主査（安田学史君）間違っており申し訳ありませんでした。

○議長（佐藤善一君）他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

他に質疑もないようですので、これより採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

異議がない旨を報告いたします。

次に保戸島地区の整備計画について、事務局より説明していただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）保戸島地区について、各筆調書51ページの3件でございます。

整理番号1番 位置図53ページです。保戸島地区の一番南の協和コンクリートさんのすぐ横の1,479㎡の土地です。コンクリート製品置き場（資材置場）として利用されます。水路を挟んで隣接する土地を一体利用されるとのことで、10ha以上の大規模な農地で1種農地ですが、協和コンクリートの事業拡張による既存施設の1/2以内の拡張で農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号2番 位置図54ページです。協和コンクリート工業(株)から700mほど北の618㎡の土地でコンクリート製品用の型枠を置かれる資材置場ということで、10ha以上の農地が連担する第1種農地と思われる。

周辺の状況は、南側が牛舎で農業用施設用地ですので、集落に接続していると考えるのは困難であり、農地転用の基準を満たさないと考えます。

整理番号3番 位置図54ページです。岐関大橋から100mほど南の1,494㎡の土地で太陽光発電をされるとの事です。住宅が連担する地域に隣接する10ha以下の農地が連担する区域で第2種農地と思われます。代替地を検討しており、農地転用の基準を満たすと考えます。

保戸島地区協議会では1番、2番については問題ないとして同意されましたが、3番については連担性に問題があるとして否決されました。

以上3件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりました。保戸島地区の委員さんからご意見をお聞きします。

○18番（篠田泰道君）11月2日の協議会に私も出席しました。1番、2番については問題ないとして同意されましたが、3番については要件を満たしてなく、所有者が別に持ってみえる所でされたらどうかという話になり、否決となりました。

○議長（佐藤善一君）それでは質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○農務課主任主査（安田学史君）1番は、問題ないと思います。2番は、農振上は地区では問題ないということでしたが、農地転用の基準がないと事務局では考えます。3番については、農地転用の基準は大丈夫ですが、農振上地域の連担性などを考えると問題があるのではないかとこの事です。

○議長（佐藤善一君）他に質疑もないようですので、これより採決をいたします。1番について、異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは1番については、異議がない旨を報告いたします。

2番について、農地法の許可基準上問題があると報告してよろしいですか。

（全員挙手）

それでは2番については、農地法の許可基準上問題があると報告します。

3番について、農振協議会に委ねると報告しておきますが、異議のない方は挙手をお願いします。

それでは3番については、農振協議会に委ねると報告しておきます。

次に千疋地区の整備計画について、事務局より説明していただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）千疋地区について、55ページの各筆調書の2件でございます。

位置図は57ページです。1番、2番共に千疋公民館から120mほど西の千疋霊苑の北側の661㎡の土地と2、365㎡の土地です。どちらも太陽光発電をそれぞれされるということです。回りは住宅に囲まれ、南側には墓地があり住宅等が連担する区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

千疋地区協議会では、すべて問題ないとして同意されました。

以上2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりました。千疋地区の委員さんからご意見をお聞きます。

○15番（山田晴重君）説明通りで問題ありません。

○議長（佐藤善一君）担当委員さんも何にも問題がないということでしたので、これより採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは、千疋地区の2件につきまして異議がない旨を報告いたします。

次に西地区の整備計画について、事務局より説明していただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）西地区は広見池尻地区です。59ページの各筆調書2件でございます。

整理番号1番 位置図61ページです。東海環状自動車道関広見IC出入口から500mほど北西の1,023㎡の土地のうち431㎡を分家住宅として使用されるものです。住宅が連担する地域に隣接する10ha以下の農地が連担する区域で第2種農地と思われます。地域において居住する者の住宅で集落に接続して設置されるものであり1種農地の転用基準に準じ、農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号2番 位置図62ページです。関市円空館から350mほど北西の618㎡の土地で一般個人住宅ということで申請されております。

住宅が連担する地域に隣接する2種農地に該当します小規模農地と思われます。地域において居住する者の住宅ですので、農地転用の基準を満たすと考えます。

西地区協議会では、すべて問題ないとして同意されました。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりました。西地区の委員さんからご意見をお聞きます。

○14番（村井由和君）異議ありません。

○13番（杉山徳成君）異議ありません。

○議長（佐藤善一君）担当の委員さんは異議ないとの事でしたが、他に質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤善一君）他に質疑もないようですので、これより採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは西地区の2件については、異議がない旨を報告いたします。

続きまして、洞戸地区の整備計画について、事務局より説明していただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）洞戸地区 各筆調書63ページの5件でございます。

整理番号1番 位置図は65ページです。洞戸事務所から800mほど南西にある170㎡の土地でご自宅の横に車庫を作られるとの事です。住宅が連担する地域に隣接する10ha以下の小規模農地が連担するため2種農地と思われます。住宅に車庫を増設するもので農地転用の基準を満たすと考えます。

しかし、申請者が10月に入って亡くなっており、申請を相続者で引き継ぐかどうかを行政書士を通じて確認中ですが現在において返答が出ていません。もし引き継がれるという事であれば、問題ないと思われます。

整理番号2番 位置図66ページです。道の駅ラステン洞戸から800mほど東の600㎡の土地です。分家住宅と資材倉庫を作られるということです。住宅等が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

整理番号3番 位置図66ページです。先程の2番の少し西側の所ですが、こちらも住宅等が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えますが、自己の営む製造業の作業場を無断転用で建築したとして、始末書をつけて申請してきていますが、当局の把握している範囲では、現在、下菅谷養蚕合理化組合により設置された農業用施設として養蚕施設が建っています。申請を整合するよう指示をしていますが、現在において補正されておられません。

下菅谷養蚕合理化組合は現在解散の手続きを進めており、農業用施設の譲渡を受けて別の目的に使用するため除外、あわせて周りの土地も合わせて駐車場として除外するのであれば、除外は問題ないと考えます。

整理番号4番 位置図67ページです。板取川の右岸、薬師前橋から北西500m程の367㎡の土地で、すぐ東側で事業をされてる業者さんが駐車場や車両を回転場させる場所として使いたいというものです。住宅が連担する区域で2種農地と思われます。代替地を検討しており、農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号5番 位置図68ページです。下洞戸活性化センターから250m程北東の1,450㎡の土地で太陽光発電施設を実施されるということですが、この洞戸大野の辺りは10ha以上の農地が連担する区域で、第1種農地と思われます。1種農地においては、国の通知により転用型の太陽光発電施設は原則認められないものと認識しています。

整理番号6番は、同じエリアですが住宅等が連たんする区域で、3種農地と考えます。自己の住宅への通路、駐車場、物置を設置するとのことですが、昭和55年頃より、当該の目的ですで使用していたとして、始末書がつけられています。こちらについても、農地転用が原則認められる地域と考えます。

洞戸地区協議会では、整理番号5については国の通知に基づき対応するよう、全体会へ具申する旨の回答がありましたが、その他はすべて問題ないとして同意されました。

以上6件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりました。洞戸地区の委員さんからご意見をお聞きします。

○25番（野村茂君）説明通りであります。3番については、養蚕組合の処理の状況によってということですし、5番につきましては、農転の基準に達しないということで、地区協議会としましては、同意がいただけなかったということです。

○議長（佐藤善一君）それでは質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤善一君）質疑もないようですので、これより採決をいたします。1番は申請者が亡くなりまだはっきり分からないとの事です。1番、3番、5番を除いてあとの案件に異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは、異議がない旨を報告いたします。なお1番、3番については、農振の協議会に委ねるという事で報告してよろしいか、異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは農振協議会に委ねるという事で報告します。5番については、農地法の許可基準上問題ありと報告してもよろしいか、異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは、5番については、農地法の許可基準上問題ありと報告することといたします。続きまして、板取地区の整備計画について、事務局より説明していただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）板取地区 各筆調書の69ページ1件でございます。

整理番号1番 位置図71ページです。板取ガキガノドの住宅のすぐ横にあります2筆で344㎡で駐車場と物置ということです。すぐ東側にあります住宅を建築当時から無断転用で一体的に利用していたとして、始末書がついています。住宅等が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

以上1件について、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりました。板取地区の委員さんからご意見をお聞きます。

○27番（日置香君）異議ありません。

○議長（佐藤善一君）それでは質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤善一君）質疑もないようですので、これより採決をいたします。1件につきまして異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは、異議がない旨を報告いたします。

続きまして、武芸川地区についての整備計画について、事務局より説明していただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）武芸川地区 73～74ページの各筆調書13件でございます。

一部資料に誤りがあります。補正しました所は、整理番号1番の面積、2番の除外理由が一般個人住宅、5番の除外理由が農家住宅、6番の除外理由が自動車展示販売と転用事業者、9番と10番の除外理由が一般個人住宅に変更になりました。

整理番号1番 位置図75ページです。武芸小から武儀川を挟んで650mほど西にある3,041㎡のうち2,710.52㎡を近くの工場経営者が工場の駐車場として使用するものです。10ha以上の農地が連担する区域で、第1種農地と思われる。地域で営んでおられる業者さんの営業施設ですので農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号2番 先程の所から少し離れた所ですが同じ位置図です。住宅が連担する地域に隣接する10ha以下の農地が連担する区域で第2種農地と思われれます。地域に居住する方の住宅という事で、1種農地の転用基準に準じ、農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号3番 位置図76ページです。武芸小学校から少し北東に行った所ですが、すでに無断転用状態であり、始末書が添付されています。20年程前から現状のように駐車場として使用してみえる一般住宅の駐車場です。住宅等が立ち並んでいる隙間にある土地であり、3種農地に該当し、農地転

用が原則認められると考えます。

整理番号4番 位置図77ページです。武芸川事務所より540m程西の742㎡の土地で地区の公民館を作られるという事です。武芸川事務所よりおおむね500m以内でおおむねと言うのは1割程度を見込むという事で、540mは2種農地に該当します。公共性の高い事業であり、1種農地であったとしても転用は認めれるものですので、農地転用の基準を満たすと考えております。

整理番号5番 こちらも武芸川事務所より400m程西で農家住宅を建てられるという事です。武芸川事務所から近い所ですので2種農地です。代替地を検討した結果、他の土地では出来ないという事で農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号6番 位置図78ページです。武芸川事務所より450m程南東の2,134㎡のうち375㎡を自動車展示販売場にされるという事です。武芸川事務所よりおおむね500m以内のため2種農地です。代替地を検討した結果、周辺の土地を供することによっては実施できないため、農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号7番 位置図79ページです。博愛小学校より280m程北西で、工場敷地を拡張されるということです。500m以内で博愛歯科が460m離れた所にあり博愛小学校も近く、上下水の通った市道の沿道という事で3種農地に該当すると思われ、3種農地ですので農地転用が原則認められる地域と考えます。

整理番号8番 位置図80ページです。昨年度資材置場・車両置き場として除外された土地の残地であり、この区域では足りなかったということで資材置場にしたいという事です。10ha以上の農地が連担する区域で、第1種農地と思われませんが、地域において業務を営まれている方の施設という事で、農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号9番、10番はほぼ同じ位置で80ページです。住宅が連たんする区域ですが、ここに一般個人住宅をそれぞれ建てられるというもので3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

整理番号11番 位置図81ページです。道の駅武芸川の道を挟んで西側827㎡のうち499㎡を分家住宅として使われるという事です。住宅等が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められると考えます。

整理番号12番 位置図82ページです。博愛小から武儀川を挟んで750mほど西にあり一般個人住宅・音楽スタジオを919㎡を使って作られるというものです。住宅が連担する地域に隣接する10ha以下の小規模農地の集団で2種農地と思われ。代替地を検討した結果、他の土地では出来ないという事ですので、農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号13番は、12番のすぐ北で山の湧のところにありますごくごく小規模の122㎡の土地です。こちらも第2種農地と思われませんが、農地転用の基準を満たすと考えます。

武芸川地区協議会では、すべて問題ないとして同意されました。

以上13件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりました。武芸川地区の委員さんからご意見をお聞きします。

○30番（永井博光君）異議ありません。

○議長（佐藤善一君）それでは質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤善一君）質疑もないようですので、これより採決をいたします。武芸川地区の件につきまして異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは、異議がない旨を報告いたします。

続きまして、武儀地区についての整備計画について、事務局より説明していただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）武儀地区 83ページの各筆調書の5件でございます。

整理番号1番 位置図85ページです。2ヶ所を一連の事業として太陽光発電事業をされるものです。1筆は沿道に上下水が通っており、500m以内に学校や病院があり3種農地に該当すると思われま。もう1筆は住宅が連担する区域と考え3種農地に該当し、どちらも農地転用が原則認められる地域と考えます。

整理番号2番 位置図86ページです。上之保との境の所で、事業者が資材置場として使われるということです。住宅が連担する地域に隣接する10ha以下の農地で2種農地と思われま。代替地を検討した結果、他には適当な土地がないという事で、農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号3番 位置図87ページです。雁首礼地区の山間の田2筆2,059㎡の土地を一連の事業として植林をされるという事ですがすでに平成27年にケヤキを植えられ無断転用状態であり、始末書が添付されております。住宅が連担する地域に隣接する10ha以下の小規模農地ということで第2種農地と思われま。代替地を検討した結果、周辺の土地を供することによっては実施できないため、農地転用の基準を満たすと考えます。無断転用が平成27年にあるため若干懸念がございます。

整理番号4番 位置図88ページです。集落の裏手にあります山との間の農地ですが、かなり昔から山林状態という事で、現況復帰は容易ではありません。住宅が連担する地域に隣接する10ha以下の農地で2種農地と思われま。代替地を検討しますが周りの山林と一体的に使われるという事で、農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号5番 位置図89ページです。津保川中学校から1kmほど南西でマツオカさん、コメリさん、Vドラッグさんなどが立ち並ぶ区画で、ドラッグストアとして使用されます。住宅、事業施設等が連たする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

武儀地区協議会ではすべて問題ないとして同意されました。

以上5件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりました。武儀地区の委員さんからご意見をお聞きします。

○21番（増井賢一君）3番について、平成27年から植林しているということですが申請者は元町長でありそれはどうかと思いますが、地区協議会で同意されたとの事でしたので、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）それでは質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤善一君）質疑もないようですので、これより採決をいたします。武儀地区の件につきまして異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは、異議がない旨を報告いたします。

続きまして、上之保地区についての整備計画について、事務局より説明していただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）上之保地区 91ページの各筆調書の4件でございます。

整理番号1番 位置図93ページです。すでに無断転用状態であり40年程経過しておりますが、申請者の方の住居で事業所を営んでおりますが、その工場敷地としてもう既に40年以上使っているという事です。農地区分としましては山間部に存在する小規模な農地ということで2種農地に該当するかと思います。自宅兼事務所と一体利用しており、もう農地転用の基準を満たしていると考えます。

整理番号2番 1番の自宅の前の128㎡の田を駐車場にしたいということです。こちらも自宅

と一体利用するものであり、農地転用の基準を満たしていると考えます。

整理番号3番 位置図95ページです。既に無断転用状態であり、30年以上耕作放棄され現況復帰は容易ではないような山に張り付いたような所です。現在竹藪状態となっており、建築の時の地鎮祭などで使う竹を取る場所にしたいという事が出ております。山間部に存在する小規模な農地2種農地で代替地を検討し他の土地では出来ないという事で、農地転用の基準を満たすと考えます。

整理番号4番 位置図88ページです。こちらもすでに無断転用状態であり、始末書が添付されております。こちらのすぐ上にある地区の墓地が非常に急こう配で危ないという事で住宅の間にあった畑にお墓を造成してしまったという事です。かなり立派なお墓が建ててあり、現況復帰は容易ではないと思います。住宅等が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。生活環境課の方が墓地許可法か何かで既に対応はしておるようですので、そちらの方でも許可を出す見込みであるという事を聞いております。

上之保地区協議会ではすべて問題ないとして同意されました。

以上4件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりました。上之保地区の委員さんからご意見をお聞きします。

○23番（土屋尊史君）始末書が多いのは上之保村の時の事がありますし、墓地に関しては個人個人のお墓ですが宗教法人でないとお墓が作れないという事でお寺にお願いしまして、移転して登記をするという事です。

○議長（佐藤善一君）それでは質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤善一君）質疑もないようですので、これより採決をいたします。上之保地区につきまして異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは、異議がない旨を報告いたします。

続きまして、用途区分変更について事務局より説明していただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）用途区分変更2件について説明いたします。

西地区 99ページの各筆調書で位置図は101ページです。東海環状自動車道関広見ICから150mほど東の3筆合わせて966㎡の土地を地域の農業者の方が今後集落営農を立ち上げるという事で、まだ断定出来ていないので個人で申請されるというものです。インターから300m以内で3種農地に該当し農地転用は原則認められると考えます。農業者の方が地域の農業を担うためにやられるという事で用途区分変更についても問題がないかと考えております。

西地区協議会においても問題ないとして同意されました。

武芸川地区 103ページの各筆調書で位置図は105ページです。すぐ西側にお住まいの方が、農業用倉庫を作られるというものです。規模が小さく農転の手続きは必要がないと考えます。こちら農業者の方が自己の農業のために農業用施設を建てられるという事で、用途区分変更についても問題がないと考えております。

武芸川地区協議会においては問題ないとして同意されました。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりました。武芸川地区、西地区の委員さんからご意見をお聞きします。

○30番（永井博光君）異議ありません。

○13番（杉山徳成君）異議ありません。

○議長（佐藤善一君）それでは質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤善一君）質疑もないようですので、これより採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは、異議がない旨を報告いたします。

続きまして利用目的変更について、事務局から説明していただきます。

○農務課主任主査（安田学史君）利用目的変更2件について説明いたします。

田原地区 整理番号1番の109ページから110ページの各筆調書で位置図は111ページです。

平成27年にカインズが大型商業店舗を建築するとして除外された33,000㎡程の土地ですが、こちらを24時間スーパーを九州を中心に出店してみえますトライアルが継承し、同じく大型商業店舗を建築するものです。10ha以上の農地が連担する区域で、第1種農地と思われます。

カインズの事業を継承しますので、転用許可基準は従業員の3割以上農業者を雇用し、雇用の受け皿となるものです。カインズと同じく大型スーパーとそれに併設される小規模の販売施設を作られるということで、問題がないと思われます。

整理番号2番のですが、田原地区の除外の整理番号9番の土地と一体利用するというものです。当初は南側の砕石場への通路として除外されたものを、流通事業者が自社のトラック等の駐車場として利用目的を変更するものです。事業施設等が連たんする区域で、3種農地に該当し、農地転用が原則認められる地域と考えます。

田原地区協議会においては2件とも問題ないとして同意されました。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりました。田原地区の委員さんからご意見をお聞きます。

○3番（佐藤久雄君）異議ありません。

○議長（佐藤善一君）それでは質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤善一君）質疑もないようですので、これより採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは、異議がない旨を報告いたします。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）次回の総会は、12月8日木曜日午前10時から関市役所6階の大会議室で行います。

○議長（佐藤善一君）これをもちまして閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午後12時閉会

本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 関市西神野 1 6 6 5 番地

Ⓜ

---

2 3 番 関市上之保 1 2 4 2 番地 1

Ⓜ

---

2 5 番 関市洞戸市場 5 5 1 番地

Ⓜ

---